

コーポレートガバナンス基本方針

日本コンクリート工業株式会社

第1章 総則

1. 目的

日本コンクリート工業グループ（以下、日コングループという）は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその取り組み方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」（以下、基本方針という）を制定し、コーポレートガバナンスの充実に向けて持続的な取り組みを行います。

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

日コングループは、経営理念を実現するとともに、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるために、コーポレートガバナンスの充実に努めます。

3. 経営理念及び行動理念

日コングループのすべての役員、社員が共有し、すべての活動の拠り所となる経営の基本原則として、以下の通り「経営理念」と「行動理念」を定めます。

＜経営理念＞

日コングループは「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」ために存在します。

＜行動理念＞

私たちのこだわり

私たちは

1. お客様を大切にし、社員の働き甲斐と幸せの実現を目指します
2. コンクリートでお客様に感動を与える高い技術力を保持し、品質至上を目指します
3. 適正利潤を確保し、企業価値を高め、株主の信頼と社員の幸福を目指します
4. 私たち社員は
 - ・熱きチャレンジの心を持っております
 - ・常に自己革新を目指します
 - ・失敗を責めず、失敗から学びます
 - ・社内外での挨拶を励行します

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 株主との関係

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主が有する権利が十分に確保され、平等性が保たれるよう、定款及び関連規程の整備、株主総会の運営等環境の整備に努めます。

(2) 株主総会

当社は、開かれた株主総会を目指し、多くの株主に出席していただけるよう、日時等を設定した上で、株主が適切に権利行使できる環境を整備します。株主総会に出席していただけない株主に対しては、書面などにより、議決権行使していただけるよう努めます。

(3) 資本政策の基本方針

当社は、日コングループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益基盤の拡充・強化、研究開発、海外事業、環境分野、情報分野などへの投資を行うとともに、財務体質の健全化を考慮した資金調達を行い、株主資本と負債の適切なバランスの維持に努めます。

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして考え、日コングループの持続性のある企業体質確立を図りつつ、積極的な配当を実施します。

(4) 政策保有株式に対する方針

当社は、財務活動の円滑化、取引先・事業提携先との関係強化、その他日コングループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合、政策保有株式を保有します。

毎年、取締役会において、個別に保有の合理性を検証し、保有意義の薄れた銘柄について縮減を進めます。

議決権行使に際しては、すべての議案内容を検討した上で、株主の利益に資するかどうかを個別に判断し、議決権行使します。

(5) 買収防衛策

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、当社株式の大規模買付行為が開始された場合に、株主に必要かつ十分な情報等の提供を行うとともに、検討のための必要かつ十分な時間を確保し、株主に企業価値及び株主共同の利益への影響を的確に判断いただく事を目的に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しており、その継続に際しては、3年毎の定時株主総会において承認を受ける事としています。

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断における透明性、客觀性、公正性及び合理性を担保するために、取締役会から独立した組織として、社外取締役、社外監査役及び有識者から構成される独立委員会を設置しています。

(6) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備、取り組みを行います。

- 1) I R 担当部署の設置
- 2) I R 担当部署管掌役員による経営企画、総務、財務、経理、法務部門の管掌と各部門の連携強化
- 3) 代表取締役が出席する決算説明会の実施（年2回）
- 4) 経営者による投資家等への説明
- 5) I R 担当部署による施設見学会、取材対応の実施
- 6) 外部調査機関による株主等への調査及び株主の意見等についての取締役会でのフィードバック
- 7) 「インサイダー取引防止に関する規則」に則った株主との対話の実施

2. 株主以外のステークホルダーとの関係

(1) ステークホルダーとの関係

日コングループは、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、当社の株主のみならずグループの従業員、お客さま、取引先、社会・地域を始めとする様々なステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努めます。

(2) 企業倫理規範及びN C –W A Yの策定・実行

当社は、日コングループが社会から広く信頼を寄せられるグループとして存在し続けるために、グループで働くすべての役員・従業員が遵守すべき行動規範として、「企業倫理規準」、「企業行動規準」を定めており、その浸透・実践に努めます。

また、日コングループが、経営理念「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」とする企業使命と不变の存在意義を実現するため、社会やいろいろな関係者と協調しながらグループで働く一人ひとりが歩むべく道筋として「N C –W A Y」を策定し、実行しています。

(3) 多様性の確保

日コングループは、多様な人材の採用と育成を着実に進める事により、グループのすべての人材がその能力を最大限に發揮出来る環境整備に努めます。

(4) グループ内部通報制度

当社は、日コングループの従業員等が法令違反行為または企業倫理上問題のある行為に

関しての相談または通報を、通報者が不利益な取扱を受けることなく行うことが出来る制度として、ヘルプラインを整備しています。

取締役会は、内部通報に係る調査及び対応状況の報告を定期的に受け、内部通報制度の運用状況を監督します。

第3章 コーポレートガバナンス体制

1. 取締役会及び取締役

(1) 取締役会の責務・役割

取締役会は、日コングループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に責任を負います。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則等の当社関連規程に従い、日コングループの基本方針、経営計画など経営の重要な意思決定を行うとともに、業務執行者による業務執行をはじめとする経営全般に対する監督を行います。

また、内部統制システムの基本方針を定め、内部統制、リスク管理等の体制を適切に構築し、その運用の監督を行います。当社取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定については、意思決定の迅速化のため、原則としてその権限を当該業務を担当する執行役員に委譲します。

(2) 取締役会の構成

当社は、日コングループの企業価値の最大化及びコーポレートガバナンスの強化・徹底を図るため、取締役の員数を15名以内とします。

独立社外取締役として、グローバル企業の経営者としての豊富な知識・経験あるいは有識者、専門家としての高い知見を有する者等の中から、複数名を選任します。

(3) 取締役の任期

当社は、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、定款の定めるところにより取締役の任期は1年とします。

(4) 取締役会の運営

取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、定款及び取締役会規則の定めるところにより、代表取締役がこれを招集します。

議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長、または取締役社長が務めます。

(5) 取締役会の自己評価

取締役会は、毎年取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

2. 監査役及び監査役会

(1) 監査役及び監査役会の責務・役割

監査役及び監査役会は、会社の独立した機関として取締役の職務執行を監査することにより、日コングループの健全で持続的な成長の確保と社会的信頼に応えるコーポレートガバナンス体制の確立に努めます。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、適宜説明を求め、発言を行います。

(2) 監査役会の構成

当社は、定款の定めるところにより、監査役の員数を5名以内とします。うち最低1名を独立社外監査役とするとともに、過半数を社外監査役とします。

(3) 監査役の任期

監査役の任期は、会社法上の定めによるものとします。

3. 取締役及び監査役候補者の指名方針・手続き

(1) 取締役候補者

日コングループの経営理念、行動理念に基づき、グループの業績、企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者を候補者とします。

(2) 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者を候補者とします。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

(3) 手続き

取締役候補者の選任については、本条の定めに従い、取締役会の諮問による指名委員会の答申に基づき、取締役会で決定します。

監査役候補者の選任については、本条の定めに従い、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。

4. 独立性基準

当社は、別紙記載の独立性基準を策定し、この基準を満たす独立社外取締役及び独立社外監査役候補者を決定し、株主総会での選任を諮ります。

5. 指名委員会及び報酬委員会

(1) 指名委員会及び報酬委員会

当社は、監査役会設置会社体制のもと、取締役の指名、報酬について、公正性、客觀性及び透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置します。

(2) 指名委員会及び報酬委員会の構成

指名委員会及び報酬委員会は、取締役及び監査役から3名以上を選任し、その過半数を独立社外役員とします。

(3) 指名委員会による答申

指名委員会は、次の事項に関しまして、取締役会に答申します。

- ① 取締役候補者の選任(案)及び取締役の解任(案)
- ② 代表取締役社長(最高経営責任者)候補者の選任(案)及び解任(案)
- ③ 前号以外の代表取締役の選任(案)及び解任(案)ならびに前号以外の取締役の役職の選定(案)、役職の変更(案)及び解職(案)
- ④ 代表取締役社長(最高経営責任者)の後継者プラン

(4) 報酬委員会による答申

報酬委員会は、次の事項に関しまして、取締役会に答申します。

- ① 取締役の報酬に関する株主総会議案
- ② 取締役の報酬を決定するにあたっての方針及び手続きならびに取締役の個別報酬
- ③ 執行役員の報酬を決定するにあたっての方針

6. 取締役の報酬

当社の取締役報酬は、現金報酬として基本報酬（月額報酬）および短期的な業績向上を目的とした賞与ならびに自社株報酬として中長期的な業績向上を目的とした信託を利用した株式付与制度で構成しています。社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしています。

取締役の報酬の決定方針および具体的な個人別の報酬額は、報酬委員会による原案を勘案し、取締役会で決定しています。

7. 会計監査人

当社は、会計監査人による高品質な監査を担保するため、十分な監査時間を確保し、当社経営陣との対話や監査役会、内部監査部門及び社外取締役との連携を進めます。

8. 取締役・監査役のトレーニング方針

取締役または監査役が新たに就任する際は、会社法制、コーポレートガバナンス、経営戦略、財務分析などに関する研修を必要に応じて行います。就任後も、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会を提供し、その費用を負担します。

社外取締役及び社外監査役に対しては、日コングループの事業内容、業績、財務、経営戦略、経営課題等の説明や主要拠点の視察等を含め情報の提供を行います。

2015年12月22日制定

2017年6月29日改訂

2018年12月25日改訂

2021年6月29日改訂

以上

(別紙)

独立性基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しない者と判断する。

1. 現在において、以下のいずれかに該当する者

- ① 当社の主要な株主（議決権所有割合 10 %以上の株主）またはその業務執行者
- ② 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の 3 %を超える取引先またはその業務執行者
- ③ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の 3 %を超える取引先またはその業務執行者
- ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
- ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者
- ⑥ 当社から、直近事業年度において 1, 000 万円を超えた寄付を受けている者またはその業務執行者
- ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から、直近事業年度において 1, 000 万円を超えた金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその業務執行者

2. 過去 3 年間のいずれかの時点において、上記 1. ①~⑦のいずれかに該当している者

以上